役員等の報酬及び費用に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人印旛沼環境基金（以下「この法人」という。）の定款第１６条及び第３４条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第２条　この法人は、非常勤役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

２　報酬の額は日額とし、総額の範囲内において支給する。ただし、役員等が千葉県及び印旛沼流域市町に類する公的機関の常勤特別職及び一般職の公務員の場合には支給しない。

３　前項に定める日額は、この法人の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が法人の監査に対する監事の職務に従事したとき、１回につき７，６００円を支給する。

４　一時金（賞与）及び退職金は支給しない。

（報酬の支払）

第３条　役員等の報酬は、出席の都度、通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

（費用の支払）

第４条　費用とは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した交通費等の額とし、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

（公　表）

第５条　この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議による。

（補　足）

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、評議員会の決議があった日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。（平成２８年１月２６日評議員会決議）